

勧誘方針

スーパーファンド・ジャパン株式会社

平成28年7月

勧誘方針

当社は、お客様本位の勧誘を行うために、「金融サービスの提供に関する法律」第10条の規定に基づき、「勧誘方針」を公表いたします。金融商品取引法、その他関係法令・規則等を遵守し、以下の方針に則り、適切な情報提供と助言に努めて参ります。

適正な勧誘

1. 当社は、お客様に投資勧誘を行うにあたっては、お客様の金融商品に関する知識、投資経験、投資目的・財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的等を勘案し、お客様の意向と実情に適合した商品をお勧めするよう努めます。
2. 当社は、商品をお勧めするにあたっては、お客様の知識、経験等に照らし、商品内容やリスク内容等の適切な説明に努めます。
3. 当社は、電話や訪問による勧誘は、お客様のご迷惑になる時間帯、場所では行いません。勧誘に際し、ご迷惑な場合は、その旨を担当者までお申し付けください。
4. 当社は、お客様ご自身の判断と責任において行われるよう、適切な情報提供に努めます。

適正な勧誘の確保

1. 当社は、お客様に不適切な投資勧誘が行われないよう、役職員に対して十分な社内研修を行うように努めます。
2. 当社は、金融商品取引法及び関係法令諸規則の遵守・徹底を確保し、適切な投資勧誘が行われるように、内部管理体制の強化に努めます。

なお、お客様のお取引について、お気づきの点がございましたら、コンプライアンス部（TEL:03-3508-6706）までご連絡ください。

平成28年7月

スーパーファンド・ジャパン株式会社

平成20年12月1日制定

平成26年12月1日改訂

平成28年7月1日改訂

令和3年11月一部改正